

令和6年村上市議会第1回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和6年2月20日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議会報第1号 定期監査結果報告について
- 第 5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について
- 第 6 議第 2号 村上市監査委員の選任について
- 第 7 議第 3号 村上市教育委員会委員の任命について
- 第 8 令和6年度村上市施政方針
- 第 9 議第 4号 令和6年度村上市一般会計予算
議第 5号 令和6年度村上市土地取得特別会計予算
議第 6号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計予算
議第 7号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算
議第 8号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計予算
議第 9号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
議第10号 令和6年度村上市介護保険特別会計予算
議第11号 令和6年度村上市上水道事業会計予算
議第12号 令和6年度村上市簡易水道事業会計予算
議第13号 令和6年度村上市下水道事業会計予算
- 第10 議第14号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について
議第15号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について
議第17号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
議第18号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第19号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第20号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第21号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議第22号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
議第23号 村上市統合保育園等整備運営事業候補者選定委員会条例制定について
議第24号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

- 議第 2 5 号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 6 号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 7 号 村上市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 2 議第 2 8 号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 2 9 号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 0 号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 1 号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 2 号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 3 号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 3 議第 3 4 号 朝日みどりの里条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 5 号 村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 6 号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 3 7 号 村上市上水道条例及び村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 4 議第 3 8 号 令和 5 年度村上市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 第 1 5 議第 3 9 号 令和 5 年度村上市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 4 0 号 令和 5 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議第 4 1 号 令和 5 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 4 2 号 令和 5 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 4 3 号 令和 5 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 4 4 号 令和 5 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 4 5 号 令和 5 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

1 番	上	村	正	朗	君	2 番	菅	井	晋	一	君	
3 番	富	樫	雅	男	君	4 番	高	田		晃	君	
5 番	小	杉	武	仁	君	6 番	河	村	幸	雄	君	
7 番	本	間	善	和	君	8 番	鈴	木	好	彦	君	
9 番	稲	葉	久	美	子	君	10 番	鈴	木	一	之	君
11 番	渡	辺		昌	君	12 番	尾	形	修	平	君	
13 番	鈴	木	い	せ	子	君	14 番	川	村	敏	晴	君
17 番	木	村	貞	雄	君	18 番	長	谷	川		孝	君
20 番	大	滝	国	吉	君	21 番	山	田		勉	君	
22 番	三	田	敏	秋	君							

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	高	橋	邦	芳	君
副	市	長	忠		聡	君
教	育	長	遠	藤	友	君
政	策	監	須	賀	光	君
総	務	課	長	東	海	林
財	政	課	長	長	谷	部
企	画	戦	略	課	長	大
税	務	課	長	永	田	
市	民	課	長	小	川	一
環	境	課	長	阿	部	正
保	健	医	療	課	長	押
介	護	高	齡	課	長	大
福	祉	課	長	太	田	秀
こ	ど	も	課	長	山	昌
農	林	水	産	課	長	小
地	域	経	済	課	長	富
地	振	興	課	長		富
観	光	課	長	田	中	章
建	設	課	長	須	貝	民
						充
						徳
						雄

都市計画課長	大	西		敏	君
上下水道課長	稲	垣	秀	和	君
会計管理者	菅	原		明	君
農業委員会 農務局長	高	橋	雄	大	君
代表監査委員	小	田	健	司	君
選管・監査 事務局長	木	村	俊	彦	君
消防長	田	中	一	栄	君
学校教育課長	小	川	智	也	君
生涯学習課長	平	山	祐	子	君
荒川支所長	平	田	智	枝子	君
神林支所長	瀬	賀		豪	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	大	滝		寿	君

○事務局職員出席者

事務局長	内	山	治	夫
事務局次長	鈴	木		涉
書記	中	山		航

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和6年第1回定例会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、10番、鈴木一之君、20番、大滝国吉君を指名いたします。御了承を願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る2月13日、議会運営委員会を開き、御協議いただいた結果、今定例会の会期はお手元に配付の会期及び日程案のとおり、本日から25日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月15日までの25日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、現在本市で実施をいたしております介護保険法に規定する介護予防事業及び生活支援体制整備事業につきまして、当該事業の請け者である事業者に対してお支払いしている委託料のうち、消費税についての誤払いが判明をいたしましたので、御報告いたします。介護保険法に規定する地域支援事業のうち、その一部については、消費税法の規定に基づき、当該事業として行われる資産の譲渡、いわゆる役務、本市が委託する事業の提供に係る経費の消費税についてはこれを課さない、非課税対象の事業として取り扱うよう厚生労働大臣告示があったところであります。これにより、介護保険法に規定する地域支援事業のうち一部の事業については、平成27年度から消費税非課税の事業とされたところであります。本市で実施をいたしております介護予防事業のうち、通所型サー

ビス事業及び生活支援体制整備事業につきましては厚生労働大臣告示にある消費税非課税事業であったわけですが、この取扱いを誤り、平成27年度以降の当該事業について消費税を課して委託料を支出していたことが判明したものであります。誤払いに伴う過不足の詳細については現在調査中ではありますが、早急に更正処理を進めるとともに必要な措置を講ずることとして対応いたしているところであります。関係者の皆様には多大な御迷惑をおかけすることとなり、深くおわびを申し上げますとともに、今後同様の事案が発生しないよう、再発防止に取り組むよう指示をいたしたところであります。

次に、令和4年8月3日からの大雨による災害の関連について御報告いたします。発災から1年半が経過いたしました。小岩内集落に発令しておりました避難指示が昨年10月1日に解除され、仮設住宅におられた皆様も順次小岩内集落に戻られ、また市内へ転居されました。引き続き仮設住宅で生活をされておりました3世帯の皆様のうち、このたび1世帯の方が新しいお住まいに移られ、残られている方は2世帯となっております。

また、災害復旧工事の状況ではありますが、2月末現在の進捗率の見込みといたしましては、道路・河川等の公共土木施設で80.3%、上下水道施設では水道施設で75%、下水道施設で50%、農地・農業用施設では92.3%、林業施設では93.9%となっております。おおむね順調に推移をいたしていると考えておりますが、被害の大きかった箇所は道半ばであり、被災された皆様が一日も早く災害前の状態に戻り、穏やかな生活を取り戻すことができるよう、引き続き復旧・復興に全力で取り組んでまいります。

現在市では、令和4年8月豪雨災害の記録誌の編集を進めております。この記録誌は、今回の災害を記憶にとどめ、その教訓を風化させることなく後世に伝え、今後起こり得る災害への対応や危機管理、住民等の防災意識のさらなる向上につながることを目的に作成するものであります。

また、絵本作家や漫画家、イラストレーターを目指す学生が必要な技術の習得に励んでいる学校法人国際総合学園新潟デザイン専門学校と1月31日に絵本制作に関する協定を締結いたしました。この協定は、豪雨災害により甚大な被害を受けたにもかかわらず、誰一人として犠牲者を出さなかった小岩内集落での発災から避難までの状況を絵本化することで、記録誌と同様、この災害の記憶と教訓を後世に伝承することを目的といたしております。学生諸君が小岩内集落の方から当時の状況を聞き取り、絵本についてのイメージを考え、絵本のデザインを作成し、市が印刷・発行を行うものであり、完成後、市内の保育園や学校など各所において活用することとして予定をいたしております。記録誌や絵本の発刊を通して、子供から大人まで災害についての理解を深め、防災意識の向上につなげることで、より災害に強い村上市となるよう取組を進めることといたしているところであります。

次に、能登半島地震関連について御報告いたします。第1回臨時会以後の状況についてですが、本市の建物被害は、住家の一部破損が1棟判明し、合計3棟となりました。また、チームに

いがたの被害認定調査における新潟市への派遣の状況であります。2月4日で業務を終了し、本市からは全7クール、延べ15名の職員を派遣するとともに、チーム全体を調整するマネジメント要員1名を派遣をいたしました。業務に当たった本職員に対し、県から高い評価を受けたところであります。石川県能登地方を中心に、今なお大勢の方が避難所での生活を余儀なくされております。一刻も早い被災地の復旧・復興を願うとともに、本市といたしましても可能な限り支援をいたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の導入について御報告いたします。現在、計画期間の2年目にある第3次の村上市総合計画の基本目標5に掲げる多様性が広がるまち、その目標に掲げる共生社会を実現するため、各種の施策を展開しているわけではありますが、特に「ともに輝くハートフルプラン」として、昨年、令和5年3月に策定した第3次村上市男女共同参画計画の基本目標の第1に掲げる「互いに認め合い、尊重し合えるまちづくり」を実践するため、性的マイノリティーなどのカップルを主として認めるパートナーシップ制度を本年3月1日よりスタートさせることといたしました。また、そのカップルの親族等で生計が同一の関係であるファミリーシップ制度についても同時にスタートさせることとしたところであります。パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度のいずれも市に届出をすることで証明書が交付されることとなります。これにより、証明書を交付された方は市営住宅の申込みや保育園の入園申込みなどの行政サービスを受けられることとなるほか、民間事業者で提供されているパートナーシップ制度等の様々なサービスを受けることができるようになります。今回の制度導入を契機に、市民一人一人がお互いの個性や多様性を認め合い、尊重することで、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現を確かなものとするための取組を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、せなみ巡回バスとして新たに導入するEVバスの出発式と試乗体験会の開催について御報告いたします。EVバスの導入につきましては、せなみ巡回バスの車両更新に併せ、高齢者や障害者でも利用しやすい低床バスを導入することで、誰もが利用しやすい公共交通を実現するとともに、本市の目指す脱炭素社会実現、ゼロカーボンシティ実現のための取組の一つとして進めてまいりました。このたび3月3日にクリエート村上において出発式と試乗体験会を開催することとして予定をいたしております。出発式は、村上市のスペシャルアンバサダーであるNGT48本間日陽さんと、大阪・関西万博公式キャラクターのミyakumiyakuをお招きして開催させていただくことといたしております。2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明している本市の取組を、市民の皆様はもとより、全国に発信させていただく機会といたしてまいりたいと考えているところであります。

次に、スケートボードの聖地「むらかみ」セカンドプロジェクトについて御報告いたします。令和5年第4回定例会で御報告いたしましたとおり、株式会社ラヴォックス様から本プロジェクトに対し、企業版ふるさと納税として1,500万円の御寄附をいただきました。御寄附に対する感謝の意

を表するため、2月23日、村上市スケートパークを会場に感謝状の贈呈式を執り行うとともに、この御寄附を活用して実施するアスリートクラス選手育成環境整備事業のオープニングセレモニーを行うこととして予定をいたしているところであります。これまで実施してきました初心者・中級者の育成スクール、ナショナルトレーニングセンター強化指定選手の育成に加え、世界のトップを目指すアスリートクラスの育成環境が新たに加わることで、全てのカテゴリーにおける育成環境が整備されることとなります。今年、パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される年であります。オリンピックをはじめとする世界の大舞台において、村上市スケートパークをホームとして成長し、世界で活躍する選手を多数輩出することを大いに期待をいたしているところであります。今後もアスリートを目指す子供たちの夢を応援する取組を進めてまいります。

次に、令和5年第4回定例会で御報告申し上げました以後の各報告事項につきましては、配付資料のとおりとなっております。この間、火災の発生はありませんでした。寄附の申出につきましては配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和5年11月から令和6年1月の間に1万3,568件、2億7,027万9,594円の申込みを受けることができました。また、企業版ふるさと納税につきましては、株式会社水倉組様、株式会社ナルサワコンサルタント様、北日本水研株式会社様、藤島無線工業株式会社様より、合わせて220万円の御寄附をいただきました。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 議会報第1号 定期監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議会報第1号 定期監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 議会報第2号 財政援助団体監査結果報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議会報第2号 財政援助団体監査結果報告についてを議題といたします。

直ちに質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第6 議第2号 村上市監査委員の選任について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第2号 村上市監査委員の選任についてを議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第2号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、村上市監査委員の選任につきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の御同意を求めるものであります。

本年6月4日をもって任期満了となります監査委員、小田健司氏の後任として、宍戸由喜夫氏を適任と考え、新たに監査委員に選任しようとするものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては4年間となっております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いずに直ちにボタン式投票により採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いずにボタン式投票により採決をいたします。
これから議第2号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第2号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第7 議第3号 村上市教育委員会委員の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第3号 村上市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第3号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、村上市教育委員会委員の任命につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意を求めるものであります。

本年5月20日をもって任期満了となります教育委員会委員、大滝豊氏について適任と考え、引き続き教育委員会委員として任命しようとするものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては4年間となっております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いなくて直ちに無記名投票により採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いなくて無記名投票により採決をいたします。議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は、議長を除き18名です。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田敏秋君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三田敏秋君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、本案を可とする者は賛成と、本案を否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、会議規則第73条第2項の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっておりますので、その点特に御注意を願います。

それでは、点呼を行います。

〔点呼により順次投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（三田敏秋君） 開票を行います。

開票立会人は、議会が行う選挙の方法に準じ、会議規則第31条第2項の規定によって、10番、鈴木一之君、20番、大滝国吉君を指名します。

両人の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（三田敏秋君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数18票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、賛成18票、反対ゼロ票、以上のとおりであります。

よって、議第3号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

それでは、次に施政方針でありますので、午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時26分 休 憩

午前10時40分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第8 令和6年度村上市施政方針

○議長（三田敏秋君） 日程第8、令和6年度村上市施政方針について、市長の発言を許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 令和6年村上市議会第1回定例会の開催に当たり、新年度の市政運営における私の所信を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解、御協力を賜りたくお願い申し上げます。

初めに、本年1月1日の能登半島地震においては、大勢の犠牲者を出し、人々の大切な財産が一瞬にして奪われ、改めて自然災害の恐ろしさを痛感いたしました。本市においても最大震度4を観測し津波警報が発表され、海岸部に対し高台への避難を呼びかけると同時に、災害対策本部を設置

し、市民の安全を最優先に対応したところでありますが、幸いにも大きな被害は確認されませんでした。

災害は、いつ、どこで起こるか予想もつきません。過去の経験に基づく日頃の訓練や備えが非常に大切であると改めて意識させられました。

本市においては、令和4年8月3日からの大雨による災害から1年半が経過しました。一夜にして日常の景色が一変し、大切な財産や平穏な日常生活が奪われたあの記憶は薄れることはありません。

復旧事業は、道路、河川をはじめ上下水道施設など順調な進捗を見せておりますが、いまだ道半ばであります。一日も早い完了に向け事業を加速させながら、次のステージを見据えた創造的な復興を目指し歩みを着実に進めてまいります。

令和2年からのコロナ禍における生活は、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより、これまでの制限が大幅に緩和され、4年ぶりに制限のない中で地域行事やイベントが行われました。観光客をはじめ多くの人出が見られ以前のにぎわいが戻りつつあり、今後の社会経済活動の活発化に期待をいたしているところであります。

世界に目を向けると、気候変動の問題がクローズアップされ、世界各国で温室効果ガスの排出削減や気象変動への対策が求められる中、COP28において、2030年までに再生可能エネルギーの発電容量を3倍にすることやエネルギーシステムにおける化石燃料からの移行を進めることなど、具体的な取組が示されました。

国は、2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにするカーボンニュートラルを目指すこととしており、本市においても、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しております。

そうした中、新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業においては事業者が決定し、これから本格的に事業が進められることから、本市における脱炭素化の流れがより加速することを期待し、ゼロカーボンシティを目指す本市にとって最重要プロジェクトに位置づけ事業を推進してまいります。

他方、人口減少社会や少子高齢化社会は本市の財政運営にも影響を及ぼし、市税及び普通交付税などの一般財源が減少する一方、市民ニーズの多様化に対応するため、障害福祉サービス費や介護保険事業費をはじめとする社会保障費など義務的経費の増加が見込まれます。こうした状況に加え、原油価格や電気料金の高騰、人件費や委託料の上昇、令和8年度から災害復旧に係る起債の元金償還が始まるなど本市の財政状況は厳しさを増しています。

これまでも村上市行政改革大綱を第3次村上市総合計画の重点戦略に位置づけ、安定した財政運営に努めてきたところでありますが、将来にわたり「持続するまち」であり続けるため、令和6年度から令和8年度までの3年間で「財政健全化集中取組期間」と位置づけ、徹底的に歳入、歳出の

見直しに取り組んでまいります。

本市の将来ビジョンである第3次村上市総合計画につきましては、計画期間の中間年を迎えることとなり、未来に向けて成長するための重要な年となります。これまでの取組を振り返り検証しながら、本市の将来像「あふれる笑顔のまち村上」の実現に向け進んでまいります。

それでは、本年度の予算規模であります。一般会計総額359億8,000万円で、昨年度を1億8,000万円上回る予算となっており、主要財源は、市税で61億円、地方交付税で141億5,000万円、国県支出金で55億円、市債で30億円を見積もりました。

歳出予算につきましては、昨年度からの継続事業である防災行政無線設備更新事業や旧ごみ処理場解体事業を計上したほか、市道府屋勝木線改良事業、市道朝日まほろば線改良事業、道の駅朝日拡充事業、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修事業などを計上いたしました。また、安心して子育てができるよう、子育て支援拠点施設に子育て支援センターを新たに開設するとともに、乳幼児のおむつやお尻拭きなどを購入する際に使用できる購入券を支給する、乳幼児おむつ用品購入券支給事業を新たに計上いたしました。

続きまして、各分野の取組につきまして、第3次村上市総合計画の基本目標に合わせて順に御説明申し上げます。

それでは、基本目標1「子育てと健康のまち」につきまして、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「安心して子どもを産み育てられるまちづくり」についてであります。新たに新生児の1か月児健診の助成事業や乳幼児期のおむつ用品購入券支給事業を実施するほか、出産・子育て応援金の支給や妊産婦医療費助成により、妊娠、出産、乳幼児期の経済的負担の軽減を図るとともに、育児不安を軽減するため、保健師等による家庭訪問や伴走型相談支援、産後ケア事業、小児科・産婦人科の医師等によるオンライン相談を引き続き実施してまいります。

村上地区の3保育園を対象とした統合保育園の整備につきましては、現在進めている村上駅周辺まちづくり事業の一つとして、村上総合病院跡地において、「第3次村上市保育園等施設整備計画」に基づき、民間活力を導入し、令和9年4月の開園を目指し整備を進めてまいります。また、保育環境の整備につきましては、引き続き保育士資格取得の支援制度などにより新たに保育士を確保し、多様な保育ニーズに対応できる体制整備に努めるとともに、保育業務支援システムを導入し、ICT化による確実な登降園管理や保育園からの情報をレスポンスよく保護者のスマートフォンに配信するなど、保育サービスの向上を図ってまいります。

旧神納東小学校を活用した子育て支援拠点施設につきましては、既設の屋内遊び場に加えて、上海府子育て支援センターが担ってきた子育て支援の機能を移転し、4月から「きらきら子育て支援センター」としてサービスの提供をスタートさせるとともに、神林学童保育所の移転に係る整備を行い、施設の機能強化を図ってまいります。

また、相談機能の充実強化につきましては、これまで子育て世代包括支援センターが行ってきた母子保健、子育て支援の相談機能と、家庭児童相談室を中心とした児童福祉の相談機能を一体的に運営する機関として「こども家庭センター」を設置し、妊産婦及び乳幼児、児童をはじめ、全ての子どもと全ての子育て世帯を切れ目なく包括的に支援してまいります。

加えて、昨年12月に閣議決定された、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて「こども計画」の策定に取り組むとともに、ファミリー・サポート・センター事業の活用促進やむらかみ、あらかわの両病児保育センターのサービス向上に努めながら、子育てと就労の両立を支援し、子供を育てながら充実した生活を送り、夢を追いかけられる社会の実現を目指してまいります。

「心と体の健康を守り、元気に暮らし続けられるまちづくり」につきましては、本市が目指す健康づくり活動や食育推進の基本的な方向性を示す「健康むらかみ21計画・村上市食育推進計画（第3次）」に基づき、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標とし、国民健康保険加入者の特定健康診査や、各種がん検診、幼児期から後期高齢者までの歯科健診を実施するほか、AIを活用した特定健診未受診者への受診勧奨に、新たに後期高齢者の健康診査未受診者を追加し、疾病の早期発見・早期治療による発症及び重症化予防を図ってまいります。

地域医療体制の充実につきましては、医師の働き方改革が今年4月から始まるため、これまで以上に医師確保が大きな課題となっていることから、医学生への修学資金貸与、臨床研修医確保支援事業、新潟県と連携した地域枠・医師養成修学資金貸与を実施し、医師確保に努めてまいります。

他方、この地域において、質の高い医療の提供を持続させるため、医療機関の機能分化と連携強化について、全国市長会地域医療確保対策会議の委員として、また、新潟県市長会地域医療対策特別委員会の委員長、さらには公立の医療機関と共に、本県の医療資源の一翼を担う公的医療機関の持続可能な経営を確保するために県市長会において組織した、地域医療連携推進協議会の委員としても主体的に国や県、医療機関と連携しながら、新潟県の地域医療構想の実現に取り組んでまいります。

「高齢者がいきいきと暮らし続けられるまちづくり」につきましては、地域福祉の根幹である地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護人材定着に向けた環境の整備など、介護人材の確保に努めるとともに、介護事業所や新潟リハビリテーション大学、総合型地域スポーツクラブなどとの連携により、効果的な介護予防事業を実施し、高齢者のセルフケア能力の向上とフレイル予防に努めてまいります。

加えて、認知症の高齢者や障害のある方が、地域で安心して日常生活を送れるよう、成年後見制度の普及を進めており、令和2年度から担い手を確保するため市民後見人養成講座を開催し、市民の皆様が制度が広がり始めていることから、今後はさらなる利用拡大に向け取り組むとともに、引き続き、担い手となる市民後見人の育成・支援を進めてまいります。

「障がいのある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくり」につきましては、本年度スタートする「第4次村上市障がい者計画」、「第7期村上市障がい福祉計画」及び「第3期村上市障がい児福祉計画」に基づき、障害に関する市民の理解の促進と、障害のある方の権利擁護の推進を図ってまいります。あわせて、障害福祉に対するニーズの増大や多様化に対応するため「村上市地域生活支援拠点事業」により、保健・福祉・医療など生活全般にわたって適切なサービスを受けながら安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

「地域で支え合い、誰一人取り残さないまちづくり」につきましては、これまで、平成31年4月から総合相談窓口を設置し各種相談事業を展開してまいりましたが、ひきこもりや支援拒否など社会からの孤立や、ダブルケア、8050問題など課題が複雑化・複合化してきていることから、既存の相談支援機関等の枠組みを超えて、「包括的相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」をこれまでの総合相談窓口での対応でなく、多様なニーズに対応するため横断的な支援事業を効果的に行い、相談者に切れ目なく寄り添った支援を一体的に行うこととした「重層的支援体制整備事業」を新たに創設して、包摂的に支援してまいります。

続きまして、基本目標2「豊かで安心なまち」につきまして、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」についてであります。令和4年8月の大雨による災害では、地域の共助の重要性が顕在化し、地域防災力の向上が重要であることから、自主防災組織の機能強化や、地域の防災リーダーとなる防災士の育成支援、さらに地域の協力の下、避難行動に支援が必要な高齢者や障害者などの個別避難計画の策定に引き続き取り組むとともに、より迅速な避難行動を実践するためのシステムづくりを進めてまいります。

また、昨年度に引き続き、災害発生時の避難情報の伝達手段となる防災行政無線の更新工事に合わせた、スマートフォン、タブレット端末などを利用した防災情報システム整備を行ってまいります。

「消防・救急体制の強化による安全・安心なまちづくり」につきましては、消防本部及び消防団における消防車両や消防資機材の適正な維持管理と計画的な整備に努めてまいります。

消防団につきましては、人口減少により基本団員をはじめとした担い手の確保が困難な状況下にあっても十分な活動ができるよう、本年4月から組織を再編し新たな体制としてスタートいたします。加えて、市内の企業や事業所の御理解と御協力をいただきながら、団員の確保に努めるとともに、予防広報や災害活動に特化した機能別消防団の活動を踏まえた装備の充実を進めるなど、体制の強化に取り組んでまいります。あわせて、消防団員の情報伝達のスピード化や連携強化のため、防災行政無線と連動した出動指令システムの整備を進めてまいります。

また、救急医療体制の強化を図るため救急救命士を養成し、市民への適切な救命処置と救命率の向上を図ってまいります。

「犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり」につきましては、新潟県内において、特殊詐欺の予兆電話が増加傾向にある中、市内においても詐欺被害が発生していることから、巧妙化する詐欺や悪質商法からの被害を防ぐため、警察や関係機関と連携をより強化し、積極的に被害防止対策を講じてまいります。あわせて、防犯意識の啓発活動や犯罪の抑止力につながるよう「ながらパトロール」の実施や、防犯情報の発信、研修会やセミナーの開催により、地域ぐるみで防犯対策に取り組み、犯罪のない安全に住み続けられる社会環境づくりを進めてまいります。

交通安全対策につきましては、市内の交通事故発生件数は、令和3年から2年間、減少したものの、令和5年には状況が一転し増加しています。このような状況を克服するため、関係機関・団体と連携し交通安全街頭指導や広報啓発活動等を行い、市民の交通マナーや交通安全意識の向上を図ってまいります。中でも、全事故件数のうち高齢運転者の割合が高いことから、高齢者の運転免許証の自主返納を奨励し、「加害者にならない」「交通事故を起こさない」取組を進めてまいります。また、各地区交通安全協会等と連携を図りながら、危険箇所の点検と安全対策を進め、交通事故の未然防止に取り組んでまいります。

「美しい自然環境の保全とエネルギー資源を活用したまちづくり」につきましては、昨年7月に世界の平均気温が観測史上最も高い月を記録し、「地球沸騰化の時代が到来した」と言われるほど地球温暖化が急速に進み、気候変動による猛暑や自然災害が世界中で頻発している状況にあります。

そうした中、昨年の夏の教訓を生かし、今後も気温の上昇や猛暑日の増加が予想されることから、熱中症予防の普及啓発や、熱中症警戒アラートの周知、クーリングシェルターの設置など熱中症対策に取り組んでまいります。

また、地球温暖化を抑制し、本市の豊かな環境を将来世代へと継承していくため、環境保全への市民意識の高揚を目的とした環境フェスタを開催するとともに、バイオマスごみ袋による環境保全活動の推進、EVバスの運行や電気自動車充電インフラ整備による次世代自動車の利用促進、地域資源を活用した木質バイオマス発電や洋上風力発電事業を推進し、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指し、地球温暖化防止対策に取り組んでまいります。

「資源が循環し、快適で暮らしやすい生活環境づくり」につきましては、豊かな自然と調和しながら発展して共生する循環共生型社会のまちづくりを進めていく中で、SDGsの理念に基づき、ごみの分別収集や5Rの推進を行い、ゴミの減量化と資源化の促進を図ってまいります。

令和5年度より着手した旧ごみ処理場の解体工事につきましては、令和7年度の完了に向け引き続き進めてまいります。

公害の防止につきましては、特に臭気に関する苦情が多いことから、臭気測定による監視、事業者を含めた臭気対策の検討など、関係機関と連携し対策を進めてまいります。

「水環境を守り続けるまちづくり」につきましては、下水道事業において、老朽化が進む下水道施設の管理の適正化を図るため、村上浄化センターの改築更新を継続し長寿命化を図ります。市街

地の雨水対策につきましては、村上地域の雨水施設の設備更新を行うとともに、浸水被害を緊急かつ効果的に軽減するため、「荒川水系緊急治水対策プロジェクト」で進めている、荒川地域の雨水幹線整備事業を加速化し、緊急かつ効果的な浸水対策に努めてまいります。

水道事業につきましては、アセットマネジメント計画により、効果的に施設を管理運営し、老朽管の整備更新や施設の耐震化を計画的に進めることで安全で安定した良質な水の供給体制を確保し、ライフラインの機能強化を図ってまいります。

また、上下水道事業を取り巻く環境は、水需要の減少や老朽化施設等の更新費用の確保がますます厳しくなることから、持続可能な企業経営を確立するため、実効性のある経営戦略により、健全な事業運営体制の構築を進めてまいります。

「安全で良好な水辺の整備・保全による環境づくり」につきましては、三面川水系や石川水系などを含む「三面川周辺地域」及び「荒川流域」の市内全域において、あらゆる関係者が連携し、水害に対する防災・減災に取り組む「流域治水」と、令和4年8月の大雨による災害を踏まえた「荒川水系緊急治水対策プロジェクト」の推進を図るため、普通河川滝矢川の整備や、普通河川赤坂川の改修に向けた取組をはじめ、河川の流下能力を維持するため、堆積土砂等の撤去を実施するなど、治水対策の強化を図ってまいります。

「安全で快適な道路環境づくり」につきましては、全線開通に向けて工事が進められている日本海沿岸東北自動車道「朝日温海道路」の用地取得率が約99%となり、加えて21本のトンネルのうち3本のトンネルが貫通し、(仮称)2号トンネルをはじめとする複数本のトンネル工事のほか、切土・盛土工事、函渠工事が行われているなど、工事の進展が日に日に実感できるようになってまいりました。

令和4年8月の大雨や令和4年12月の大雪による災害では、国道7号、国道345号が通行止めとなり市民生活に大きな影響を及ぼしました。また、近年激甚化、頻発化する自然災害への備えはもちろんのこと、救急医療活動や産業経済活動にとって日本海沿岸東北自動車道を基軸とした交通ネットワークは、我が国の日本海国土軸として重要な国土基盤を形成するとともに、東北エリア・北陸エリア・関東エリアそして太平洋側の国土をシームレスに繋ぐインフラとなることから本市にとっても重要な社会インフラと捉えております。このことを踏まえ、引き続き、早期開通に向けて取り組んでまいりますので、関係者をはじめ市民の皆様にも御協力いただきますようお願い申し上げます。

幹線交通網と生活道路の整備につきましては、朝日温海道路の整備に合わせ、(仮称)府屋インターチェンジにアクセスする市道府屋勝木線や道の駅「朝日」にアクセスする市道朝日まほろば線の改良工事を推進するほか、生活道路の改良及び舗装工事を実施するなど、道路の利便性・安全性の向上に向けた取組を進めてまいります。

また、坂町駅構内に架かる「市道藤沢停車場線桃崎人道橋」をはじめとした橋梁の長寿命化対策

や、市道の修繕工事を計画的・重点的に実施し、道路の適正な維持管理に努めてまいります。

「誰もが快適で自由に移動できるまちづくり」につきましては、昨年10月から山北地域において実証運行を行っている、路線バスと自家用有償旅客運送を組み合わせた新たな公共交通システムについて、本年10月からの本格運行に向けて、より利便性の高い公共交通システムとなるよう取組を進めてまいります。

現在運行しているのりあいタクシーにつきましては、乗降場所や運行便数、料金の見直しを、市内路線バスにつきましては、運行経路やダイヤの見直しを行い、持続可能な公共交通となるよう改善に向け取り組んでまいります。

また、令和4年8月の大雨による災害で不通となっているJR米坂線につきましては、新潟・山形両県をはじめ、米坂線沿線自治体や米坂線整備促進期成同盟会と連携し、国及びJR東日本に対して早期復旧に向けた要望活動を継続して実施するとともに、再開後の米坂線の活性化に向けて地域住民の皆様と引き続き取り組んでまいります。

「歴史と伝統を守りながら、快適に暮らせるまちづくり」につきましては、これまで旧村上市城下町の区域において風情ある「まちなみ」を形成し、地域の活性化に寄与してきた「村上市歴史的風致維持向上計画」が、令和7年度をもって、10年間の計画期間の終了を迎えます。引き続き「村上市景観計画」とともに歴史や文化など、市内各地域の特性を生かしたまちづくりを推進していくため、これまでの取組の実績を検証した上で、第2期計画の策定に着手してまいります。

村上駅周辺まちづくり事業につきましては、村上総合病院跡地とジャスコ跡地の利活用案をより具体化していくため、ワークショップの開催やサウンディング型市場調査を行い、官々連携及び官民連携を基本としたにぎわい空間を創出し、本市の玄関口にふさわしい交流・にぎわいの中心となるよう取り組んでまいります。

また、都市計画道路「南中央線」整備事業につきましては、新潟県が実施する都市計画道路「東大通り線」の整備と連携しながら、早期に事業の効果を発揮できるよう取り組んでまいります。

「安心と安らぎのある住み心地の良いまちづくり」につきましては、全国的に課題となっている空き家対策が、本市にとっても喫緊の課題であることから、令和5年12月に施行された改正空き家法の趣旨を踏まえ、管理不全空き家に対する指導、勧告を強化するとともに、令和6年4月を始期とする「第2期村上市空き家等対策計画」に基づき、所有者等に対し適切な管理を促すための指導強化に取り組んでまいります。また、空き家の発生を抑制するため、借りたい人のニーズに合わせて物件を紹介できるよう、本市の空き家を利用したい人を募集し、空き家所有者とのマッチング制度の創設を目指し体制づくりをすすめるなど、空き家等の発生抑止に取り組むとともに、空き家を活用した移住者に対する支援や空き家バンク事業による移住定住対策を進めてまいります。

住環境の整備につきましては、安全・安心な住まいづくりのため、木造住宅の耐震化や屋根の雪下ろしのための命綱固定アンカー設置への支援を継続してまいります。

また、住宅セーフティーネットの役割を果たす公営住宅につきましては、既存住宅の適切な維持管理に努めるとともに、市営中川原住宅建替事業の実施設計及び余剰地等の活用に係るサウンディング型市場調査を実施してまいります。

続きまして、基本目標3「魅力ある賑わいのまち」につきまして、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「村上の食と地域を支える魅力ある農業づくり」についてであります。新型コロナウイルス感染症の5類移行後、食料需給が回復基調にある中、農業従事者の高齢化、担い手不足や不安定な国際情勢の影響による、燃油、肥料、飼料、資材等の価格高騰、昨今の集中豪雨や異常高温などの気候の変化により、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。そうした中、国は、食料安全保障の強化、環境対応、人口減少への対応の3本柱を中心に、若者や意欲ある農林水産業者が夢を持って農林水産業に取り組むための環境整備と元気で豊かな農山漁村の次世代への継承等を実現するとしています。

「岩船米」の主産地である本市においては、昨年的高温・渇水をはじめ近年頻発している自然災害等により、農業経営に影響が見られたことから、安定的な高品質・良食味米を確保するため、関係機関と連携して異常気象に備えた丈夫な稲づくりの技術体系の確立を図るとともに、各農家が確実に実践できるよう支援してまいります。また、異常気象に対応したリスク管理及び売り切る米づくりに向け、需要に応じた生産体制の構築に取り組んでまいります。

他方、地域農業における問題が顕在化する中であって、将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画・目標地図」の策定とその実行に向け、関係機関と一体となって取り組んでまいります。

さらに、農業所得の向上と生産の高効率化を図るため、加速化する農業DXの中においてスマート農業を推進するとともに、地域農業の維持・活性化に向けて持続可能な営農体制づくりや圃場整備事業等による、農業の近代化を推進し、経営基盤の強化を図ってまいります。

「豊かな森林を守り育てる林業づくり」についてであります。本市の総面積の85.1%を占める森林は「緑の社会資本」として国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的な機能を発揮することで私たちの生活に様々な恩恵をもたらしています。

こうした中、政府与党が、本年度から森林環境税の課税が開始されることに伴い、令和6年度税制改正大綱に森林環境譲与税の譲与基準について、森林面積の割合を、50%から55%に引き上げ、人口割合を30%から25%に引き下げることが示されたことから、広大な森林を有する本市にとっては、森林整備を進める上で大きな後押しとなります。

この豊かな森林を守り育てていくため、森林環境譲与税を活用しながら森林の保全及び間伐等の整備を計画的に進めるとともに、生産性の向上と低コスト化に向けて、航空レーザー測量による高度な森林資源情報の整備を図るほか、高性能林業機械やICT等先端技術を活用したスマート林業

の導入を支援してまいります。また、効率的な森林整備に不可欠である路網整備については、森林基幹道である岩船東部線をはじめとする林道整備を促進するとともに林業経営体に対して引き続き支援を行ってまいります。さらには、SDGsやゼロカーボンシティを実現するため、全国市長会林政問題に関する研究会の座長代理としても国や県と連携し、森林、林業の持続的かつ健全な発展に取り組むとともに、本市の森林資源の循環ネットワークの構築に取り組んでまいります。

「豊かな水産資源を活かした魅力ある水産業づくり」につきましては、本市が誇る白皇ヒラメや越後本ズワイ、岩ガキなどのブランド力の向上及び水産資源の保護と漁業経営の安定化を図るため、稚魚放流事業や漁船備品等の設備投資に伴う利子補給について支援を継続してまいります。また、市内の漁港施設につきましては、漁業者が安全に操業できるよう、保全事業と操業時に回収した海洋ごみの処理を引き続き実施してまいります。

また、令和3年から捕獲数が減少傾向にあり、昨年歴史的な不漁となったサケについてであります。「鮭のまち村上」を継承していくためには、サケが安定的に遡上することが重要であることから、今後、国等で行う要因分析の結果に基づき、新潟県及び三面川鮭産漁業協同組合と連携して対策を講じてまいります。

「地域に根ざした商工業により、活気あふれるまちづくり」につきましては、中小企業振興基本条例に基づき、中小事業者及び商工団体等と連携した市内経済の発展と市民生活の向上に取り組むこととし、中小事業者の皆様が、持続可能な経営ができるよう支援してまいります。

また、市内経済の活性化を図り、住環境の改善や本市が進めるゼロカーボンシティの取組をさらに加速化するため、従来の住宅リフォーム事業を改め、「未来に向けた住まいづくり推進事業」として展開してまいります。

市内への企業誘致につきましては、円安を追い風にした生産拠点の国内回帰やサプライチェーンの再構築、新型コロナウイルス感染症5類移行後の経済活動の再生に伴う製造業を中心とした産業の活性化なども見られることから、企業の円滑な事業展開や規模拡大などの支援を行うほか、IT関連、ベンチャー、スタートアップ企業等の誘致に取り組むとともに、新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業が本格的に始まることから、新たな産業や雇用の創出などを、市内各商工団体や各事業者で構成する村上市事業者連携連絡会と協力して進めてまいります。

また、村上木彫堆朱及び羽越しな布の伝統的工芸品を産出する伝統産業につきましては、関連団体と連携し持続可能な産業となるよう新商品の開発や販路開拓、人材の育成などを支援してまいります。

「地域の魅力を磨き、活かしたおもてなしのまちづくり」につきましては、コロナ禍を経て、旅行スタイルがより少人数化し、知的好奇心の高まりから自然、歴史、生活文化、食文化など地域固有の魅力を求める傾向が強くなるなど、新たなニーズへの対応が求められています。

本市が有する豊かな魅力ある資源を強みとして、関係者をはじめ市民の皆様にご協力をいただき

ながら、村上のファンとなりリピーターとして繰り返し訪れていただける観光地となるようさらなる取組を進めてまいります。

中でも、2025年に開催される大阪・関西万博に合わせ関西圏へのPRの強化を図ってまいります。その上で、インバウンド観光客等を対象とし海外に向けて、本市への誘客につながるようSNSなどを活用して、情報発信を行うとともに、来訪者自らが発信者となって世界中に本市の魅力が広く伝わるよう取組を進めてまいります。

また、ふるさと村上応援寄附金の返礼品を活用しながら、本市の優れた特産品のPRを行っているところであり、特に本市の強みである豊富な食材や食文化の魅力を生かしさらなる観光振興につながるよう取り組んでまいります。

リニューアルを計画している、日本海国土軸の重要拠点である、道の駅「朝日」につきましては、「新潟と東北を結ぶゲートウェイ」として位置づけ、東北と北陸、東北と関東を結ぶ日本海側における重要なハブ機能とし、本市の情報発信、交流の核となるよう、引き続き国と歩調を合わせながら整備を進めてまいります。

「物と人の交流が生まれ、賑わいあふれる港づくり」につきましては、岩船港は、圏域の物流や離島粟島の生活の拠点として、また、港を活用した各種イベントの開催による地域振興など重要な役割を担っております。新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業におけるメンテナンス港としての利活用や、災害時の海上ネットワークの拠点としての役割も期待されており、港湾機能の強化と航路の安全性確保が重要となります。特に、洋上風力発電事業の後背地として、新たな産業の創設や雇用の創出、地域の活性化など、村上市事業者連携連絡会や岩船港利用促進協議会と協力し取組を進めてまいります。

また、関係団体と連携し、港湾施設の整備やクルーズ船の誘致など、積極的にポートセールスを進め、交流人口増加によるにぎわいの創出に取り組んでまいります。

「誰もが働きやすく、やりがいを持って活躍できるまちづくり」につきましては、少子化の進行や進路の多様化により、高校卒業後、地元企業への就職者が減少している状況を踏まえ、関係機関と連携し高校生向けに市内企業の情報発信を行うとともに、市外に進学した学生やUIJターン希望者とのマッチングにつながるよう取組を進めてまいります。

また、本市が進める企業DXの推進を踏まえ、市内企業の生産性・業務効率の改善、働き方改革等が進められるよう支援することで、働きやすい職場環境が整備され、地元企業の雇用が継続されるよう取り組んでまいります。

働くことに困難を抱える若者やその家族への支援については、下越地域若者サポートステーション等の関係機関と連携した相談体制の充実や職業体験の実施により、職業的自立を支援してまいります。

続きまして、基本目標4「人が輝く郷育のまち」につきまして、本年度の主な取組について御説

明いたします。

初めに、「子どもたちを育む学校教育の充実したまちづくり」についてであります。児童生徒一人一人のニーズに応えることのできる教育環境整備の必要性がますます高まっている中、これまでも非常勤講師や学校図書館司書等の配置を積極的に進めてまいりました。

本年度は、昨年度から本格稼働している校務支援システムの有効活用や学校給食会計の公会計化、スクールサポートスタッフの増員を実施するなど、教職員の働き方改革を進め、児童生徒に対するよりきめ細かな対応に力を注ぐことができるよう取り組んでまいります。

学校給食につきましては、令和4年度から続く物価高騰を受け、給食費の負担軽減や多子世帯に対する給食費支援を引き続き実施してまいります。

GIGAスクール構想につきましては、学校や家庭学習において、児童、生徒のタブレットの活用が日常化していることから、引き続きICT支援員の配置やデジタル教材の提供に努め、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現を目指してまいります。

また、中学校部活動の地域移行に向けた改革推進期間の2年目となる今年度は、引き続き総合型地域スポーツクラブと連携し、指導者の確保や運営体制の確立に努め、休日の部活動については、令和7年度末までに地域単位の運営体制に完全に移行するよう取り組んでまいります。

他方、少子化に伴う小・中学校の小規模化の進行や学校施設の老朽化に対応するため、「第2次村上市立小・中学校望ましい教育環境整備計画方針」を策定したところであります。整備計画方針の中核となる新たな学校統合を進めるに当たっては、保護者をはじめ関係者や地域住民の皆様と協議を十分に重ね、子どもたちにとって望ましい教育環境を整えるよう進めてまいります。また、トイレの洋式化等を計画的に進め快適な教育環境の整備に努めてまいります。

「生涯を通じた学びと成果が活かせるまちづくり」につきましては、各種講座などの開催により、市民の学習意欲の増進と学習活動の活発化に取り組むとともに、各種講座や公民館事業にICTを取り入れることで誰もがどこでも学ぶことのできる機会の提供に努めてまいります。

また、小・中学校と図書館が連携し、移動図書館車による学校訪問や学校図書委員会活動の支援に取り組み、子どもたちの読書活動を推進するとともに、市民の学ぶ意欲が高められる知の拠点として、電子書籍閲覧サービスの導入に向けた準備を進めるなど図書館機能の充実に取り組んでまいります。

「文化芸術に親しみ、歴史・文化財を守りつないでいくまちづくり」につきましては、各地域で受け継がれている文化資源を再確認し、魅力ある歴史と文化を後世に引き継ぐ施策を展開していくため「村上市文化財保存活用地域計画」の策定を進めてまいります。

他方、村上城跡などの史跡の保存・活用・整備の推進、村上祭の屋台行事や大須戸能などの無形民俗文化財の後継者育成や用具等整備の支援、歴史的町並みの重要伝統的建造物群保存地区指定に向けた取組、北前船関連文化財の調査と継承等については、関係機関と連携しながら推進してまい

ります。

「誰もがスポーツに親しみ、アスリートが育つまちづくり」につきましては、スポーツから生まれる楽しさや喜び、健康増進、さらには地域振興などにつながるスポーツの持つ力と価値が高まるよう、総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体と連携して、スポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修工事のほか、村上体育館及び山北総合体育館の受電設備を更新し、施設の長寿命化を図ってまいります。

村上市スケートパークにおいては、次世代のトップアスリートを目指す選手が集い、夢をかなえる「スケートボードの聖地」を目指し、「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点機能強化事業」と併行して、企業版ふるさと納税寄附金を活用したトップアスリート育成・支援事業を実施し、技術レベルに応じた選手育成を図ってまいります。さらには、中央競技団体等の関係機関等と連携し大会や合宿誘致に取り組むほか、「全国スケートボード施設連絡協議会」を通じて、全国の構成自治体と共にスケートボードの一層の普及・発展に努めてまいります。

続きまして、基本目標5「多様性が広がるまち」につきましては、本年度の主な取組について御説明いたします。

初めに、「誰もが自分らしく暮らせるまちづくり」についてであります。多様性を尊重する環境の整備を求める声が社会において広がりを見せていることから、これまでも性的マイノリティーの正しい理解と偏見の解消を図り、互いを認め合う環境づくりに取り組んでまいりましたが、性的マイノリティーの方々が直面している生活上の困難の解消に向け、今年3月から開始するパートナーシップ制度やファミリーシップ制度の普及啓発に努めてまいります。

また、全国的に深刻化しているインターネットやSNSによる誹謗、中傷などの人権侵害に対しては、法務局、各種人権団体と連携して、一人一人の人権を尊重する人権啓発活動を進めてまいります。

男女共同参画につきましては、性別によって役割を固定化するような、無意識の偏見の解消を図る啓発を進めるとともに、性別に関わりなく、自らの能力を発揮できる社会の実現に向け、「第3次村上市男女共同参画計画」に基づき取り組んでまいります。

「市民が主役となり自ら活動するまちづくり」につきましては、地域まちづくり組織を中心に、多くの地域住民が参加して地域の活性化や地域課題の解決に向けて取り組んでおり、市内全域で成果が表れています。

コロナ禍がもたらした時代の転換期において、地域住民が主体となって地域を盛り上げ、課題の解決へ向けて知恵を出し合い工夫しながら、これからの時代に合った活動ができるよう支援してまいります。

まちづくりの牽引役となる、地域おこし協力隊や集落支援員を新たに配置し、地域に密着した活性化策を展開していくとともに、こうした取組がまちづくり組織の自主的な活動の活性につながり、

地域の課題解決に主体的に取り組む組織の育成を進めてまいります。

「市の情報が広く伝えられ、市民の声が届くまちづくり」につきましては、市の情報が、市民をはじめより多くの皆様にスムーズに届くよう、市報やホームページ、SNSによる、見やすくわかりやすい情報発信に努めてまいります。また、災害時や緊急時の情報発信には瞬発力や拡散力が重要であることから、SNSを活用し必要な情報を瞬時に伝えられるよう努めてまいります。引き続き、それぞれの媒体が持つ特性を生かしながら、多重的な情報発信による確実な情報提供に努めてまいります。

「デジタル技術を活用した利便性の高いまちづくり」につきましては、あらゆる分野や場面において、デジタル技術を活用することにより、地理的条件や時間的制約を克服し市民生活における利便性や暮らしの質の向上を図ってまいります。

自治体DXでは、庁内における会議でのペーパーレス化に取り組むほか、ICTツールの活用等による業務効率化をさらに進め、持続可能な質の高い行政サービスの提供を追求しながら行政コストの削減につなげてまいります。

地域DXでは、電子申請システムによる手続きのオンライン化をさらに進めるとともに、市民の暮らしの中で様々な場面において、デジタル技術による利便性が実感できるよう取組を進めるとともに、誰もがデジタル機器やサービスを利用することができるよう、デジタルディバイド対策をミッションとする地域おこし協力隊員を配置し、誰一人取り残さないデジタル化を目指し引き続き取り組んでまいります。

また、各種証明書の受け取りについては、昨年2月から開始したコンビニ交付サービスや10月から開始した村上市電子申請サービスにより、窓口へ来庁せずとも証明書などを取得できるようになりました。

今後もこうしたサービスをより拡大するため、マイナンバーカードの普及を促進してまいります。

「効率的な行財政運営による持続可能なまちづくり」につきましては、本市は人口減少社会や少子高齢化社会という社会構造に対する課題が顕著でありそれらの要因が影響し、市税や普通交付税等の一般財源が減少し、一方で障害福祉サービス費や介護保険事業費をはじめとする社会保障費など義務的経費の増加が見込まれています。加えて、原油価格や電気料金の高騰の影響や、多様化する市民ニーズへの的確な対応など、持続可能な行政運営を行うためには経常的な一般財源の確保と歳出抑制が必要となっていることから、徹底的に事業の見直しを実施してまいります。

このような状況下で、DXの推進による事務事業の改善や行政サービスの向上に努めるとともに、「職員定員適正化計画」に基づき、計画的な職員の適正配置を図るほか、将来にわたり持続するまちであり続けるため、本市のあるべき姿を追求し、適正な組織の在り方について検討をスタートさせるとともに、働き方改革を推し進め、効率的で効果的に市民サービスを提供できる組織体制を構築してまいります。

また、公共施設マネジメントプログラムによる施設の見直しを進めながら、本市が「持続するまち」であり続けるため、行財政改革を着実に推し進め、安定した財政基盤を維持してまいります。

以上が、私の市政運営に当たっての所信と令和6年度の主な事業概要であります。

第3次村上市総合計画の中間年である令和6年度は、これまで本市が進めてきた事業が、少しずつ形になり始めていることを実感できる年になると考えています。

新潟県村上市及び胎内市沖洋上風力発電事業につきましては、これまで積極的に事業化を推進してまいりましたが、ようやく事業者が決定し令和11年の運転開始を目指し具体的な作業に入ります。ゼロカーボンシティを表明している本市にとっては、脱炭素社会への大きな一歩を踏み出したと言えます。

早期の全線開通が望まれている朝日温海道路については、(仮称)4号トンネルが2年以上の掘削作業を経て昨年12月に貫通しました。これで3本目のトンネルが貫通し、全線開通に向け加速するものと期待をしているところであります。

また、道の駅「朝日」のリニューアルや村上駅周辺まちづくり事業につきましては、市民の皆様のご意見を頂戴しながら、施設のイメージを共有し、にぎわい空間の創出や、本市の活性化、情報発信の拠点となるよう事業を進めてまいります。

そして、この夏は、3年前に感動や勇気をもたらした東京2020オリンピック・パラリンピックに続き、パリ2024オリンピック・パラリンピックがフランスで開催されます。スケートボード種目において、この大会に合わせ村上市スケートパークを拠点としてトレーニングを積んできた選手たちが世界の大舞台で輝きを放つことを今から期待せずにはられません。

今まさに、2025大阪・関西万博の開催を控え、世界中が日本に注目する中で、「村上祭の屋台行事」がユネスコ無形文化遺産の拡張提案候補に選定されるなど、国内のみならず世界中に本市の魅力を発信する千載一遇のチャンスであることから、この機会を逃すことなく本市の魅力を強く発信してまいります。

今後の行政運営については、財政健全化集中取組期間の初年度として、これまで以上に、財政の健全化を堅持しつつ、目の前の課題に対しスピード感を持って一步一步着実に政策を実行し、攻めと守りのバランスを取りながら事業展開を行ってまいりますので、市民の皆様及び議員各位におかれましては、特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で令和6年度村上市施政方針を終わります。

日程第9 議第 4号 令和6年度村上市一般会計予算

議第 5号 令和6年度村上市土地取得特別会計予算

議第 6号 令和6年度村上市情報通信事業特別会計予算

議第 7号 令和6年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算

- 議第 8号 令和6年度村上市国民健康保険特別会計予算
- 議第 9号 令和6年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第10号 令和6年度村上市介護保険特別会計予算
- 議第11号 令和6年度村上市上水道事業会計予算
- 議第12号 令和6年度村上市簡易水道事業会計予算
- 議第13号 令和6年度村上市下水道事業会計予算

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第4号から議第13号までの10議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第4号から議第13号までの10議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

これらの議案は、令和6年度の村上市各会計予算案についてであります。令和4年8月の大雨災害からの復旧・復興事業を最優先としながらも、計画期間の中間年を迎える第3次村上市総合計画のこれまでの取組を検証しながら、本市の将来像「あふれる笑顔のまち村上」の実現に向けた予算編成を行いました。

令和6年度当初予算案の規模といたしましては、一般会計は359億8,000万円、特別会計は6会計で155億6,082万5,000円、企業会計では3会計で122億7,364万8,000円、全会計の合計では638億1,447万3,000円となります。

予算案の内容につきまして、会計ごとに順次申し上げます。初めに、議第4号は村上市一般会計の予算案であります。予算の総額は359億8,000万円で、前年度当初予算と比較すると予算総額でプラス0.5%、1億8,000万円の増額となります。この要因といたしましては、普通建設事業費で防災行政無線設備更新事業、旧ごみ処理場解体事業、荒川総合体育館耐震改修及び大規模改修などで36億3,017万2,000円を計上し、前年度比プラス4.3%、1億5,060万8,000円の増額となっております。人件費では、給与、報酬及び勤勉手当の改定などにより前年度比プラス3.0%、2億187万5,000円の増額で、扶助費では、障害者自立支援経費の増などにより前年度比プラス2.8%、1億3,279万5,000円の増額となっており、このほか学校給食費の公会計への移行などにより、物件費で前年度比プラス6.1%、3億3,588万2,000円の増額となっております。

第2条では継続費を、第3条では債務負担行為を、第4条では地方債の起債の目的及び限度額等を、第5条では一時借入金の借入れ最高額を30億円と定めたとあります。

それでは、予算の概要から主なものを前年度と比較して申し上げます。歳入では、第1款市税で、定額減税による市民税の減額や評価替えによる固定資産税の減額などによりマイナス6.1%、61億73万8,000円を見込みました。第2款地方譲与税から第10款地方特例交付金までは、総務省が発表

する地方財政の見通しなどを参考に算定し、第11款地方交付税では、普通交付税で国の臨時財政対策債発行抑制に伴う普通交付税への振替や社会福祉費の伸びによる増額、特別交付税では近年の交付実績を踏まえ、合わせてプラス2.4%、141億4,700万円を計上いたしました。第15款国庫支出金ではデジタル基盤改革支援補助金の増などによりプラス11.2%、33億5,381万8,000円を、第16款県支出金では林道施設災害復旧事業補助金の減などによりマイナス10.8%、21億4,430万9,000円を見込み、第18款寄附金ではふるさと納税寄附金の増によりプラス0.7%、5億860万4,000円を計上いたしました。第19款繰入金では基金繰入金で財政調整基金から9億円、環境衛生基金から2億2,490万円、ふるさと応援基金から3億500万円を繰り入れることとしており、マイナス12.7%、16億1,439万9,000円を計上いたしました。第21款諸収入ではプレミアム商品券販売収入や学校給食費などの増によりプラス22.8%、12億4,090万5,000円を、第22款市債では災害復旧事業債の減などによりマイナス3.1%、29億9,670万円を計上いたしました。

次に、歳出では、第2款総務費で31億9,814万2,000円、賦課徴収経費などの減によりマイナス1.6%、5,142万6,000円の減額とし、第3款民生費では103億2,656万8,000円、障害者自立支援経費などの増によりプラス2.2%、2億2,659万1,000円の増額としております。第4款衛生費では28億1,665万4,000円、旧ごみ処理場解体事業経費などの増によりプラス11.2%、2億8,297万5,000円の増額とし、第6款農林水産業費では26億2,311万7,000円、機構集積協力支援事業経費、林道改良経費などの減によりマイナス4.6%、1億2,537万9,000円の減額としております。第7款商工費では16億2,819万円、中小企業金融制度経費などの減によりマイナス3.0%、5,028万3,000円の減額とし、第8款土木費では47億1,005万4,000円、市道整備事業経費、下水道事業会計繰出金の増などによりプラス6.3%、2億8,079万5,000円の増額としております。第9款消防費では23億1,911万8,000円、消防庁舎管理経費などの減によりマイナス1.6%、3,663万1,000円の減額とし、第10款教育費では38億3,870万4,000円、学校給食経費などの増によりプラス7.0%、2億5,046万4,000円の増額としております。第11款災害復旧費では4億4,584万6,000円、農地農業施設災害復旧費などの減によりマイナス53.5%、5億1,229万4,000円の減額とし、第12款公債費で35億965万5,000円、マイナス3.3%、1億2,096万4,000円の減額、第13款諸支出金では2億6,093万4,000円、ふるさと応援基金積立金などの増によりプラス15.0%、3,407万2,000円の増額となったところであります。

続きまして、特別会計の予算案について申し上げます。議第5号は、村上市土地取得特別会計の予算案であります。予算の総額は、1億1,182万5,000円とし、前年度比1億683万5,000円の増額であります。

歳入では、第1款財産収入で土地売却収入などで4,082万1,000円を、第2款土地開発基金借入金で6,531万5,000円を、第4款繰入金では一般会計繰入金568万8,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款財産取得費で土地取得事業経費6,531万5,000円を、第2款諸支出金では土地開発基金償還金などで4,650万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第6号は村上市情報通信事業特別会計の予算案であります。予算の総額は4億6,400万円とし、前年度比プラス20.5%、7,900万円の増額であります。

歳入では、第1款分担金及び負担金で情報通信施設負担金35万6,000円を、第2款使用料及び手数料では情報通信施設使用料などで2,270万5,000円を、第3款繰入金では一般会計繰入金2億2,606万7,000円を、第5款諸収入では光伝送路等貸付料などで3,617万1,000円を、第6款市債では情報通信施設整備事業債1億7,870万円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で施設管理費などで4億5,987万8,000円を、第2款公債費では起債の元利償還金212万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第7号は村上市蒲萄スキー場特別会計の予算案であります。予算の総額は1億2,500万円とし、前年度比マイナス24.9%、4,150万円の減額であります。

歳入では、第1款売上金で30万円を、第2款使用料及び手数料で958万3,000円を見込み、第3款繰入金では一般会計繰入金6,818万1,000円を、第5款諸収入ではスキー貸出料などで273万4,000円を、第6款市債ではスキー場整備事業債4,420万円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で蒲萄スキー場運営経費などで1億1,554万1,000円を、第2款公債費では起債の元利償還金925万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第8号は村上市国民健康保険特別会計の予算案であります。予算の総額は54億7,600万円とし、前年度比プラス3.2%、1億6,900万円の増額であります。

歳入では、第1款国民健康保険税で9億354万2,000円を、第5款県支出金で保険給付費等交付金41億2,112万6,000円を、第7款繰入金では一般会計繰入金などで4億3,505万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で総務管理費などで8,751万6,000円を、第2款保険給付費では一般被保険者療養給付費などで40億2,114万7,000円を計上し、第3款国民健康保険事業費納付金では医療給付費分などで12億6,234万円を、第4款保健事業費では保健事業経費として8,865万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第9号は村上市後期高齢者医療特別会計の予算案であります。予算の総額は9億5,300万円とし、前年度比プラス17.0%、1億3,880万円の増額であります。

歳入では、第1款後期高齢者医療保険料で6億8,289万円を、第3款繰入金では一般会計繰入金2億5,848万7,000円を、第5款諸収入では県後期高齢者医療制度特別対策補助金などで1,157万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で総務管理費など1,674万円を、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で9億2,218万円を、第3款保健事業費では保健事業経費として1,338万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、議第10号は村上市介護保険特別会計の予算案であります。予算の総額は84億3,100万円と

し、前年度比プラス0.8%、7,000万円の増額であります。

歳入では、第1款保険料で介護保険料15億6,721万8,000円を、第2款分担金及び負担金では給食サービス事業負担金などで1,043万8,000円を、第4款国庫支出金では介護給付費負担金などで20億3,676万3,000円を計上し、第5款支払基金交付金では介護給付費交付金などで21億9,546万3,000円を、第6款県支出金では介護給付費県負担金などで12億263万9,000円を、第8款繰入金では一般会計繰入金などで14億1,783万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、第1款総務費で認定調査経費など1億9,507万6,000円を、第2款保険給付費では施設介護サービス給付費などで79億9,275万2,000円を、第3款地域支援事業費では介護予防・生活支援サービス事業費などで1億7,263万1,000円を、第4款保健福祉事業費では高齢者紙おむつ購入費助成事業経費などで4,174万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、企業会計の予算案について申し上げます。議第11号は、村上市上水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、給水戸数2万623戸、年間総給水量569万542立方メートルを予定しております。

収益的収支予算では、事業収益を11億7,338万6,000円、事業費用を11億3,152万4,000円とし、利益は4,186万2,000円を予定しております。

資本的収支予算では、資本的収入を9億3,210万7,000円、資本的支出を14億476万円とし、主な事業といたしましては、改良事業として老朽管更新工事を継続して行うほか、新潟県が施工する春木山大沢川治水対策事業に伴う配水管改良工事を実施いたします。収支差引き不足額4億7,265万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

次に、議第12号は村上市簡易水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、給水戸数3,854戸、年間総給水量88万1,130立方メートルを予定しております。

収益的収支予算では、事業収益及び事業費用を同額の3億4,061万2,000円としております。

資本的収支予算では、資本的収入を3億8,659万6,000円、資本的支出を5億1,159万9,000円とし、主な事業といたしましては、改良事業として山北地区における老朽管更新工事を継続して行うほか、新潟県が施工する県道村上朝日線改良工事に伴い支障となる配水管の移設工事を実施いたします。収支差引き不足額1億2,500万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

最後に、議第13号は村上市下水道事業会計の予算案であります。業務の予定量は、接続戸数1万8,067戸、年間有収水量は531万897万立方メートルを予定しております。

収益的収支予算では、事業収益及び事業費用を同額の38億6,800万円としております。

資本的収支予算では、資本的収入を37億8,866万3,000円、資本的支出を50億1,715万3,000円とし、主な事業といたしましては村上浄化センターの改築更新工事を継続して行うほか、浸水対策として荒川地域の雨水幹線整備工事を実施いたします。収支差引き不足額12億2,849万円は、当年度分損

益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

以上、令和6年度の村上市各会計の予算案につきまして一括して御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 以上で議第4号から議第13号までの提案理由の説明を終わります。

令和6年度村上市施政方針及び議第4号から議第13号までの令和6年度一般会計予算及び各特別会計、事業会計の質疑は、明日の代表質問で行います。

昼食休憩のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

-
- 日程第10 議第14号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について
議第15号 村上市辺地に係る総合整備計画の策定について
議第16号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について
議第17号 村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定について
議第18号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第19号 村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第20号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第21号 村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第14号から議第21号までの8議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第14号から議第21号までの8議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第14号は村上市過疎地域持続的発展計画の変更についてであります。本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までを計画期間として策定したものであります。このたびの計画変更につきましては、事業計画に新たな事業を追加し、これらの事業について国の財政支援措置を受けようというものであり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項により準用する同条第1項の規定に基づき議会の御議決

を求めるものであります。

次に、議第15号は村上市辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。本案は、今川辺地総合整備計画を新たに策定し、国の財政支援措置を受けようとするものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の御議決を求めるものであります。

次に、議第16号は村上市辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。本案は、高根辺地総合整備計画の計画期間を令和7年度までの4年間に変更しようとするものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により準用する同条第1項の規定に基づき議会の御議決を求めるものであります。

次に、議第17号は村上市監査委員条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中の引用条項のずれを改正するものであります。

次に、議第18号は村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、他の機関へ特定個人情報を提供できる事務について定めた別表第2が廃止されることから、同表を引用している条項について所要の改正を行うものであります。

次に、議第19号は村上市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、本年4月1日からの新潟県行政財産使用料徴収条例の一部改正に準じ、行政財産使用料の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第20号は村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、新潟県からの権限移譲により、刀剣類の製作承認事務を本市が取り扱うことになることから、当該事務の手数料を追加しようとするものであります。

次に、議第21号は村上市消防手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年4月1日に施行されることから、危険物施設の設置許可等に係る手数料の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第14号から議第21号までの8議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11 議第22号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更

ついて

議第23号 村上市統合保育園等整備運営事業候補者選定委員会条例制定について

議第24号 村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議第25号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第26号 村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

議第27号 村上市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第22号から議第27号までの6議案を一括して議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第22号から議第27号までの6議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第22号は下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてであります。本市が構成員となっている下越福祉行政組合が管理する旧下越広域伝染病舎の土地と建物について、令和5年6月1日付で新発田市に譲渡されたことに伴い当該施設を管理する必要がなくなったことから、共同処理する事務から削除するものであります。

次に、議第23号は村上市統合保育園等整備運営事業候補者選定委員会条例制定についてであります。本案は、村上市立第一保育園、第二保育園及び山居町保育園を統合し、新たに保育園または認定こども園の整備及び運営を行う事業者の候補者を選定するため制定するものであります。

次に、議第24号は村上市病児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、病児保育施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、施設の使用料を市で収受していたものを、利用料金として当該指定管理者に収受させることが可能となるよう所要の改正を行うものであります。

次に、議第25号は村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、同基準を準用する条項について所要の改正を行うものであります。

次に、議第26号は村上市デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、市デイサービスセンターのうち、デイサービス長津について、新規利用者の減少等の

理由から、同じく朝日地域にあるさわらびセンターと統合することとし、本年4月31日をもって廃止しようとするものであります。

次に、議第27号は村上市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、長年にわたり社会に貢献された高齢者の方々に贈呈しております祝金及び祝品について、99歳の祝品を廃止し、100歳の祝金については20万円から10万円に変更しようとするものであります。日本の平均寿命は男女ともに80歳を超え、本市においても100歳になられる方が年々増加しており、高齢者が社会で活躍する現状等を踏まえ、事業の見直しを行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 議第27号 村上市長寿祝金等支給条例の一部を改正する条例制定について、若干質問させていただきたいと思えます。

改正の趣旨について市長からの簡単に説明ありましたが、内容だけ見ますと100歳の祝金が20万円から10万円、99歳の白寿の方の記念品がなくなるということで、市民サービスの切捨てと申しますか、切下げというような内容の改正ではないかなと思うのですが、背景としていろんな考え方があっての提案だと思えますので、その辺もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これ従来から行財政改革の一環として検討を加えてきました。切捨てという今御発言ありましたけれども、全くもって切捨てということではなくて、現在の日本における長寿社会、それとこれまでの取組、そういったものを総合的に勘案しながら、これから次世代に向かってしっかりとした体制整備をつくっていくために必要なところに必要な予算を投入する、そういった趣旨に基づいて検討を加えてきたということであります。

それと同時に、スタートしたときに比べますと、どんどん、どんどん寿命が延びて、また元気な方々も多数いらっしゃいます。そうした中で、100歳まで長寿でお元気でいらっしゃる方々がどんどん増えていっているという社会環境、この背景も考慮しながら、今回これに着手をしたということでもあります。また、他の年齢についての祝品、祝金等については、これまでもいろいろと実はアンケート調査等を含めて実施をしております。そのときにいただいている御意見等を踏まえて、今回の制度変更にも踏み切ったということでもあります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） うちの父も、もう3か月で100歳というときに亡くなりました。一人一人の家族にとって、自分の大事な両親であったり身内の者が100歳を迎える迎えないというのは非常に大きなことで、全体の数字が増えている増えていないということで判断されるのもなかなか寂しいなと思うのですが、この改正の内容について、毎年何十人か、100歳ですと20人とか、30人

とか、50人とか、あと99歳の方であっても四、五十人の対象者の方が、その数が多いかどうかというのはなかなか議論のあるところなのですけれども、でもやはり市民の方、広く対象になると思いますので、普通であればパブリックコメントなり市民の声を確認をして、こういう改正で考えているのだけれども、市民の方はどう考えますかというのが事前にあってしかるべきかな。我々も先週の議案配られてこういう内容を知ったものですから、なかなか私も判断がつかない。市長の考えをお聞きすれば、なるほどそれも一理あるなと思いますけれども、果たして市民の方はこの改正の内容をどう捉えるのかな、その辺何か確認をして、どんなような市民の声を聞いたのか、その辺もう一度。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回のケースについては、パブリックコメントに該当しないということで、市のガイドラインに定めている中で対応したということであります。その上で、先ほども申し上げましたけれども、実は長寿祝金だけでなく、いろんな形の80歳から88歳、99歳という形のもの、これを実施しております。そのことについていかがかというような状況を、各地域の区長さんにその事務を委ねているケース、また地域全体で取り組んでいるケース、様々今あります。過去に比べてどんどん、どんどんそうした敬老行事が縮小している中で、そういった背景を踏まえて、いかがなものかということの問合せをさせていただきました。その結果、お聞きした内容を聞き取りまして、ここの部分については、全体として予算限られているわけでありますから、高齢者の皆様方に敬意を表すると同時に、次の世代をしっかりと担うところにシフトしていくということも一つの政策の在り方だろうという庁内での考え方がまず1つあります。

その上で、実際村上市の場合は、100歳をお迎えになった方々のところにできる限り市長がお伺いをして、そこで感謝の意を表する、賞状を含めてお渡しをしています。他自治体との比較にはならないのかもしれませんが、ここまで丁寧にやっているところは村上市以外にはないというふうに思っております。そうしたところの御理解をいただきながら、ここの部分については今回制度変更させていただくという判断に至ったということであります。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 市民の声をどこまで聞いたのかというのがちょっとよく分からないのですけれども、村上市より進んでいるところもありますし、村上市のほうが進んでいる市町村もいろいろ様々なのですけれども、この辺、パブリックコメントの基準にも該当しなかったということなのですけれども、もう少しやっぱり、本来であれば、こういう改正を考えているよというアナウンスがあって、それに対する市民の意見があって、100歳になってすぐ直ちにというか迅速に祝金を払うということですので、4月にも100歳になる方もいらっしゃるわけで、そのときになって初めて、今年うちのおじいちゃん、おばあちゃんは10万円になったのだなというふうに分かる市民もいらっしゃると思うので、それではやはりあまりにも、市民に対する説明の仕方としてはもう少しこれ早

めに周知すべきだったのではないかなと思いますが、その辺はいかがでございましょうか。4月だと、もう来月、再来月の話になるのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これどこで区切るかという話になります。どこまで丁寧に説明をするかという話だというふうに思っておりますけれども、政策として実施しておりますので、今定例会で議会のほうで御議論いただければなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第22号から議第27号までの6議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第12 議第28号 村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定
について

議第29号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議第30号 村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第31号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第32号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第33号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定
について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第28号から議第33号までの6議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第28号から議第33号までの6議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第28号は村上市高齢者生活支援に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、高齢者生活支援事業のうち、寝具乾燥消毒サービスについて利用者が年々減少し

ていること、また介護保険サービスや軽度生活援助等の利用により代替が可能であることから事業廃止をするものであります。

次に、議第29号は村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。主な内容といたしましては、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の策定に伴い、同期間中の介護サービス見込み量等を推計し、介護保険料を定めるものであります。また、国の基準の見直しに合わせ保険料の所得段階等を変更するとともに、第1号被保険者の保険料を財源として新たに実施する保健福祉事業を追加するなど所要の改正を行うものであります。

次に、議第30号は村上市指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第31号 村上市指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議第32号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について並びに議第33号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、これらの4議案はいずれも介護サービスに係る基準について改正しようとするものであり、介護報酬の改定に併せ、国の基準省令であります指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が本年1月25日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第28号から議第33号までの6議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

-
- 日程第13 議第34号 朝日みどりの里条例の一部を改正する条例制定について
議第35号 村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定について
議第36号 村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
議第37号 村上市上水道条例及び村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第34号から議第37号までの4議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第34号から議第37号までの4議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第34号は朝日みどりの里条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、火災により焼失した三面民家またぎの家を再建築しないこととしたため、条例中の三面民家に関する規定を削除しようとするものであります。

次に、議第35号は村上市漁港管理条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、漁港漁場整備法が本年4月1日に一部改正されることに伴い所要の改正を行うほか、新潟県漁港管理条例の一部改正により県の土砂採取料の単価が改正されることから、県の算定単価に準拠して改正しようとするものであります。

次に、議第36号は村上市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、道路法施行令の改正に伴い、県の道路占用料単価が一部改正されることから、県の算定単価に準拠して改正しようとするものであります。

次に、議第37号は村上市水道条例及び村上市水道布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に係る法律が令和5年5月26日に公布されたことに伴い、本年4月1日から、現在厚生労働省が所管をしている水道整備管理行政については国土交通省に、水質等に関する水道行政については環境省に移管されるため、水道事業に係る条例において所要の改正を行うものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第34号から議第37号までの4議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第14 議第38号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第10号）

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第38号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第38号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、令和5年度村上市一般会計補正予算（第10号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億2,400万円を減額し、予算の規模を390億2,640万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、事業費の減額調整や県支出金及び市債の増額等により財政調整基金繰入金を減額したほか、国の補正予算に係る経費を追加するものであります。

歳入におきましては、第1款市税で法人市民税などで2,374万4,000円を減額し、第11款地方交付税では普通交付税1億5,494万6,000円を追加し、第13款分担金及び負担金ではごみ処理場運営費負担金などで174万円を減額し、第14款使用料及び手数料では急患診療所使用料500万円を追加し、第15款国庫支出金では新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などで4,828万4,000円を減額いたしました。第16款県支出金では社会福祉施設等災害復旧費補助金などで1億2,574万9,000円を、第17款財産収入では基金運用収入5万8,000円をそれぞれ追加し、第19款繰入金では財政調整基金繰入金などで10億2,141万4,000円を減額し、第21款諸収入では建物共済災害共済金などで1億9,984万7,000円を、第22款市債では農地農業施設災害復旧事業債などで3億8,510万円を、第23款自動車取得税交付金では48万2,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で情報通信事業特別会計繰出金などで5,875万5,000円を、第3款民生費では児童手当等支給経費などで9,689万2,000円を、第4款衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種事業経費などで3,559万6,000円をそれぞれ減額し、第6款農林水産業費では農地等経費などで2,259万7,000円を追加をいたしました。第7款商工費では企業誘致経費などで3,842万4,000円を、第8款土木費では道路対策事業経費などで4,658万1,000円を、第9款消防費では災害派遣職員人件費などで3,192万6,000円を、第10款教育費では学校給食施設経費などで5,393万円をそれぞれ減額し、第11款災害復旧費で普通財産災害復旧費2,234万円を、第13款諸支出金では減債基金積立金などで9,315万2,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、繰越明許費の補正は、翌年度に繰り越して使用することができる経費として林業施設災害復旧費などを追加をいたしました。

第3条、地方債の補正は、災害復旧事業債などの限度額を変更しようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第38号については、令和5年度一般会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算決算常任委員会に付託をいたします。

-
- 日程第15 議第39号 令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）
議第40号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）
議第41号 令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）
議第42号 令和5年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第43号 令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第44号 令和5年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）
議第45号 令和5年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第39号から議第45号までの7議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第39号から議第45号までの7議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議第39号は令和5年度村上市土地取得特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,219万6,000円を減額し、予算の規模を1億6,404万1,000円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第2款土地開発基金借入金で7,219万6,000円を、歳出におきましては第1款財産取得費で土地取得事業経費7,219万6,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、議第40号は令和5年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,830万円を減額し、予算の規模を3億6,790万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金2,757万5,000円を、第5款諸収入で道路改良工事等支障施設工事補償料452万5,000円をそれぞれ減額し、第6款市債では情報通信施設整備事業債380万円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で山北地区及び朝日地区の施設維持管理経費2,830万円を減額しようとするものであります。

第2条、繰越明許費では、翌年度に繰り越して使用することができる経費として情報通信事業一般管理経費を計上いたしました。

第3条、地方債の補正は、情報通信施設整備事業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議第41号は令和5年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,750万円を減額し、予算の規模を6,980万円にしようとする

ものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第2款使用料及び手数料で蒲萄スキー場使用料483万2,000円を、第3款繰入金で一般会計繰入金504万円を、第5款諸収入でスキー貸出料112万8,000円を、第6款市債ではスキー場整備事業債8,650万円をそれぞれ減額しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で蒲萄スキー場運営経費9,750万円を減額しようとするものであります。

第2条、地方債の補正は、スキー場整備事業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議第42号は令和5年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,700万円を追加し、予算の規模を58億4,280万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第5款県支出金で保険給付費等交付金（普通交付金分）6,700万円を、歳出におきましては第2款保険給付費で一般被保険者療養給付費6,700万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第43号は令和5年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,200万円を追加し、予算の規模を8億3,580万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして第1款後期高齢者医療保険料で普通徴収保険料2,200万円を、歳出におきましては第2款後期高齢者医療広域連合納付金2,200万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

次に、議第44号は令和5年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的収入及び支出におきまして、収入では、他会計補助金として動力費の高騰分に係る一般会計繰入金2,000万円を、工事補償金等の長期前受金の戻入れ分として1,064万1,000円をそれぞれ追加し、総額を11億8,635万5,000円にしようとするものであります。支出では、営業費用で減価償却費及び資産消耗費の予算不足として3,191万2,000円を、営業外費用では消費税及び地方消費税の予算不足として1,300万円をそれぞれ追加し、総額を11億8,610万9,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出におきまして、収入では企業債4,680万円を追加するほか工事補償金6,234万6,000円を減額し、総額を3億6,593万3,000円に、支出では建設改良費における工事請負費の予算不足額として2,500万円を減額し、総額を8億4,989万円にしようとするものであります。なお、収支不足額4億8,395万7,000円は、損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

最後に、議第45号は令和5年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。資本的収入及び支出におきまして、収入で企業債1,240万円を追加し、総額を31億6,557万3,000円

にしようとするものであります。なお、収支不足額15億8,262万1,000円は、損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

2番、菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） お伺いします。

土地取得特別会計でありますけれども、歳出で7,200万円ほど減額になってはいますが、その内容をもう少し詳しく教えてもらいたいのですが。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） 今ほどの議員の御質問、歳出のほうの減額の内容ということになります。今回の補正につきましては、村上駅周辺まちづくり事業、また道の駅朝日拡充事業、それから都市計画道路整備事業、こちらの中で用地取得費、計上してございました。全てではございませんが、今年度中に取得に至らなかった経費につきまして減額しておるということでございます。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） あまり中身はよく分からないですけれども、たしか9月補正で1億6,200万円補正したものだと思います。9月に1億6,000万円補正して、そして3月に大きな金額で減額となると、非常に無計画だというか、どういう見通しでこういうことになったのか、その辺も教えてください。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） 私のほうから今3事業のほうのお話をしましたので、その内訳だけちょっとお伝えしたいと思います。

まず、村上駅周辺まちづくり事業のほう、こちらにつきましては土地購入費、それから補償費合わせて1,320万円ほど減額してございます。こちらにつきましては、民有地の一部につきまして、これは道路部分になるところの土地所有者の方のものを、これは一応予定では令和7年度に送るということになります。これはあくまで土地購入される方の利益になるような形で、所得税の控除を受けられるような形を優先するというので、送るということでございます。

また、道の駅朝日拡充事業につきましては、こちらにつきましては土地購入費、補償費合わせて5,390万円ほど減額しております。こちらにつきましては、県の事業認定が少し予定より遅くなりまして、年度内の取得ができなくなったということで私ども確認してございます。

また、都市計画道路の整備事業、こちらにつきましては490万円ほど減額になっておりますが、こちらにつきましては購入に至らずということで、次年度につきましては特会のほうでは計上しないということで予定してございます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） 分かりました。道の駅朝日については、たしか当初予算では一般会計だったような気がします。それを9月に土地取得会計に移して、そして3月になったらやっぱり駄目だったというようなことで、もう少しきちんとした見通しの上に立った予算編成するべきではないかと、事業執行すべきでないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） こちらのほう土地取得特別会計で全て購入ということで、私どものほう、しっかり聞き取りはしておるつもりです。ただ、様々事情ございますということで、私どもその後聞いておりますので、このたびこのような補正予算となりました。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号から議第45号までの7議案については、令和5年度特別会計予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。

なお、明日は午前10時から代表質問を行いますので、定刻までに御参集願います。

長時間にわたり、大変御苦勞さまでございました。

午後 1時40分 散会